

家畜伝染病予防法改正への対応について  
～ 遺伝子組換え生物等を扱う研究者の皆様へ ～

平成23年9月12日  
文部科学省研究振興局  
ライフサイエンス課  
生命倫理・安全対策室

今般、家畜伝染病予防法が改正され、同法において規制される病原体を所持するに当たっては、農林水産大臣の許可又は届出等が必要となります。遺伝子組換え実験に当たっては、カルタヘナ法のみならず、関連法規を遵守するようお願いをしていますが、今般、特に以下の点に注意の上、対応をお願いします。

- ・ 改正された家畜伝染病予防法において規制される病原体を用いた研究であるか、御確認下さい。
- ・ カルタヘナ法に基づき拡散防止措置が必要な遺伝子組換え生物等について、当該生物等を使用する施設を家畜伝染病予防法への対応のため改修等をして使用する際は、カルタヘナ法においても、あらかじめ手続きが必要なことがあります。詳細は、文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室にお問合せ下さい。
- ・ 遺伝子組換え生物等が家畜伝染病予防法の対象にならないものであっても、家畜伝染病予防法の対象となる病原体と同室で使用する等の理由により、施設の改修等をする場合も、同様にカルタヘナ法に基づく手続きが必要なことがあります。